

令和6年3月1日

金沢市立小中学校
P T A ・ 育友会会員 様

金沢市P T A協議会
会長 相羽 大輔

被災児童・生徒に対する見舞金給付について

日頃より、P T A活動についてご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和6年1月1日発生の能登半島地震により、被害のあった金沢市が災害救助法適用地域（法の適用日：令和6年1月1日）となりました。これにより、金沢市P T A協議会「金沢P T A基金」の運用規定によりそれぞれ被害に遭われた会員の方に見舞金を給付いたします。

つきましては、下記のとおり必要書類の諸手続きを行って下さい。

記

1 給付金額

児童・生徒1人につき1万円（金沢市P T A協議会「金沢P T A基金」）

2 給付対象者

令和6年1月1日発生の能登半島地震で「全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 一部損壊」の被害に遭われ、金沢市役所に罹災証明の手続きをされたP T A ・ 育友会会員保護者（教職員含む）
（例：被害に遭われた家庭に、小学校4年生と6年生、中学校1年生がいた場合、3名に給付）

3 該当する児童・生徒の見舞金申請

<対象児童生徒>

*調査の対象となる児童・生徒は、令和5年度において金沢市立小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生です。（在籍確認のため、学校に照会する場合があります）

<手続き>

*金沢市P T A協議会ホームページより、【金沢市P T A協議会「金沢P T A基金」見舞金申請書】の様式をダウンロードして必要事項を記入し、金沢市役所発行の罹災証明書(コピー)を添えて金沢市P T A協議会事務局へ提出して下さい。（郵送、持参ともに可）

締切は令和6年3月29日（金）必着とします。

<宛先> 〒920-0852
金沢市此花町2-7（此花会館内）
金沢市P T A協議会事務局

お問い合わせ 金沢市P T A協議会
電話番号 076-261-5588

メールアドレス kanazawa-pta@arrow.ocn.ne.jp